

自衛隊馬毛島基地（仮称）の係留施設等の詳細検討に関する
技術協力業務に係る協定

防衛省整備計画局長及び国土交通省港湾局長は、自衛隊馬毛島基地（仮称）の係留施設等の詳細検討に関する技術協力業務（以下「技術協力業務」という。）に関し、次のとおり協定する。

第1条 技術協力業務の対象施設は、別紙に掲げる対象施設とする。

第2条 防衛省は、技術協力業務に係る予算措置を行うものとする。

第3条 防衛省は、技術協力業務に係る支出に関する事務を国土交通省へ委任するものとする。

第4条 国土交通省が前条の事務の委任を受けて実施する技術協力業務は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第18条に規定する技術提案の審査及び価格等の交渉による方式によるものとする。

第5条 防衛省は、国土交通省に対し、技術協力業務の円滑な実施に必要な協力をを行うものとする。

第6条 国土交通省は、防衛省と国土交通省で協議して定める時期まで、当該工事の請負契約の締結を行わない。

2 國土交通省は、技術協力業務の入札・契約手続において、入札説明書等に、前項に規定する条件を付すものとする。

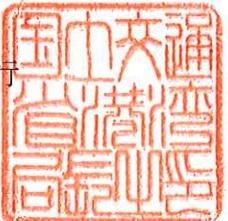
第7条 本協定に定めのない事項については、必要に応じて別途協議して定めるものとする。

令和3年6月29日

防衛省整備計画局長 土本 英樹



国土交通省港湾局長 高田 昌行



自衛隊馬毛島基地（仮称）の係留施設等の詳細検討に関する技術協力業務の対象施設

対象施設		防衛省から国土交通省へ支出委任するもの（技術協力業務）	備考
1	一般桟橋	○	
2	燃料桟橋・ドルフィン	○	燃料桟橋に設置するローディングアーム及び燃料用の配管等は除く。
3	防波堤	○	
4	接続施設	○	
5	消波堤防	○	
6	係留施設	○	
7	付帯施設（港内消波工）	○	

対象施設の配置図

